

産業廃棄物処理計画書	
2026年 6月 25日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住 所	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目6番1号 新大阪ブリックビル11階
氏 名	セキスイハイム近畿株式会社 大阪支店 支店長 森井 勇二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	06-6394-8566
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東大阪市管轄内事業場
事業場の所在地	東大阪市管轄区域内
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	建物売上高 12.406百万
③従業員数	136名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体廃棄物 各現場で発生した廃棄物は分別し委託契約している収集運搬車にて運搬し、下記品目ごとに委託契約している処分業者に処理委託。 ・がれき類・ガラクズ：再生処理業者で再生砕石として再資源化。 ・木くず：再生処理業者で再生材や燃料材として再資源化。 ・混合物：中間処理業者に委託、再生利用、残渣は埋立処分。 ・石綿含有物：最終処分業者に委託し埋立処分。 新築廃棄物 現場で廃棄物を分別して、一部は広域認定運用により処理し、他は一旦自社集積場へ集め、再生委託処理業者に処理委託。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
別紙 産廃処理に関する管理体制の通り				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度(令和7年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙の8品目		
	排出量	1,114.99 t		t
	(これまでに実施した取組)			
	現場担当が各現場毎に分別指示、月に1回の会議で処分量を報告、特に排出量が多かった原因を確認しその後の抑制に繋げる様に取り組んだ			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙の8品目		
	排出量	1,003.49 t		t
	(今後実施する予定の取組)			
	・解体現場は昨年度の取り組みを実施 ・新築現場は主に木枠、石膏ボードの削減につながる様設計部門での材料手配数量の適正化に注力する			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現場で10品目に分別 ・専ら業者と契約し、金属はなるべく専ら業者に持ち込んだ			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・前年度の取り組みを継続			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙の8品目		
	全処理委託量	1,114.99	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	144.49	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,028.58	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	1003.49	t	
	優良認定処理業者への処理委託量	130.04	t	
	再生利用業者への処理委託量	925.72	t	
	認定熱回収業者への処理委託量		t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	
	(今後実施する予定の取組)			
	・解体現場は昨年度の取り組みを継続。 ・新築現場は主に木枠、石膏ボードの削減につながる様設計部門での材料手配数量の適正化に注力する			
	※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

東大阪市 詳細別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○現状 前年度（令和7年度）実績

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	がれき類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	がれき類(石綿含)	合計
排出量	0.14 t	292.86 t	47.88 t	551.44 t	25.56 t	11.57 t	147.95 t	37.59 t	1114.99 t

○計画 目標

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	がれき類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	安定型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	がれき類(石綿含)	合計
排出量	0.13 t	263.57 t	43.09 t	496.3 t	23. t	10.41 t	133.16 t	33.83 t	1003.49 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○現状 前年度（令和7年度）実績

[illegible]

○計画 目標

[illegible]

産廃処理に関する管理体制

統括責任者		所属：技術統括部 職名：部長
環境担当者		組織名：安全工事課 組織人数： 3 名
役割	安全環境責任者会議	・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物管理規定の策定・改廃 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	技術幹部会議	・ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	産廃担当者	・ 廃棄物処理計画の作成 ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の提案 ・ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・ 委託契約の締結、委託契約書の管理・保存 ・ 産業廃棄物管理票の交付・管理・保存 ・ 監督官庁への各種届出・報告 ・ 法改正等の説明会等への出席とその内容の伝達 ・ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ・ その他関係する事項

産廃管理組織図

